として爭議の叩きつぶしに働らひたと言ふこと以外に何物も見とめることが出來ないのである。

若しそうで無く公平無私の立場から調停に立つものとしたならば何故尋常の手段を經て先す指導機關に計り然る後爭議團に於て全團員の意見をまとめその結果を持つて使用人側と協議し斯くして爭議をまとめる事が調停者として採るべき態度ではないかそれが何の必要があれば未だ爭議團員として訓練されず警察の言葉と言へば絶對的な恐怖を感じる爭議團員を署へ引出して爭議の解決をせしめなければならないのだ。

我々は警察官としての立場を忘れかかる勞働者壓迫の行爲に出ずるが如き不德漢小崎及吉原秀夫を署長及保安課長等の重職に任命したる不明に對し縣知事小栗一雄氏及び縣警

部の態度は實に遺憾千萬である。

我々は東縣警察部の態度を糾彈すると共に縣知事小栗一雄氏及び縣警察部長を罷免せんことを要求する。

右決議する。

大正十年十月十日

福岡縣勞働組合聯合會

福岡縣勞働組合聯合會

福岡縣勞働組合聯合會